

## 船橋市介護保険課が所管する広告媒体に掲載する広告の取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、船橋市広告掲載に関する要綱（平成18年船橋市要綱。以下「要綱」という。）第13条及び船橋市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第3条の規定に基づき、船橋市介護保険課が所管する広告媒体（要綱第2条第1号に規定する広告媒体をいう。以下同じ。）に広告掲載（要綱第2条第2号に規定する広告掲載をいう。以下同じ。）をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告内容の基準)

第2条 広告掲載をすることができる広告内容は、要綱及び掲載基準に定めるもののほか、次に掲げる広告内容以外のものとする。

- (1) 墓所、墓石等に関するもの
- (2) 葬儀、葬祭等に関するもの
- (3) 遺言の作成等に関するもの
- (4) その他、市長が船橋市介護保険課が所管する広告媒体に掲載する広告として不適当と認めるもの

### (広告掲載の位置)

第3条 広告掲載の位置は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

### (広告掲載料)

第4条 広告掲載の掲載料（以下「広告掲載料」という。）の下限の額は、広告媒体及びその掲載する位置ごとに市長が別に定める。

### (広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

### (広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、市のホームページ等により行うものとする。

### (広告掲載の申出)

第7条 広告掲載を希望する者（以下「申出者」という。）は、船橋市介護保険広告掲載申出書（第1号様式）に広告掲載を希望する広告の原稿案を添えて、市長に申し出るものとする。

### (広告掲載の決定)

第8条 市長は前条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、広告掲載の要

件を満たす申出者のうち提示した広告掲載料の額が高額なものから順に広告掲載の諾否を決定するものとする。

2 前項において2者以上より同額の広告掲載料を提示された場合の諾否の決定方法は抽選によるものとする。

3 市長は前項の規定により広告掲載の諾否を決定したときは、その旨を船橋市介護保険広告掲載承諾・不承諾通知書（第2号様式）により申出者に通知するものとする。

（原稿の提出）

第9条 前条第1項の規定により広告掲載の承諾の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が別に定める期日までに当該決定に係る広告の版下原稿を提出するものとする。

2 市長は、前項の版下原稿が第7条に規定する原稿案と著しい差異があると認めるときは、当該版下原稿の内容について修正を求めることができる。

3 第1項の版下原稿の作成に係る費用は広告主の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、広告掲載料を市長が別に定める期日までに納付するものとする。

2 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができないときは、広告掲載料を還付することができる。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は広告主が第9条第2項の規定による修正の求めに応じない場合又は前条第1項に規定する期日までに広告掲載料を納付しない場合は、第8条第1項の規定による承諾の決定を取り消すものとする。

附 則

この基準は平成21年11月1日から施行する。

附 則

この基準は平成31年3月1日から施行する。

第1号様式

船橋市介護保険広告掲載申出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）

申 出 者 氏名（名 称）

代表者職氏名

船橋市介護保険課が所管する広告媒体に広告を掲載したいので、次のとおり申し出ます。

広 告 媒 体	
広 告 掲 載 料	円
広 告 内 容	別添のとおり
掲 載 希 望 位 置	
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 広告原稿（紙原稿2部、電子ファイル） <input type="checkbox"/> 事業概要が分かる資料（パンフレット等） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（法人の場合提出ください。コピー可） <input type="checkbox"/> その他（ ）
担 当 者 連 絡 先	<input type="checkbox"/> 職 氏 名 <input type="checkbox"/> 電 話 番 号 <input type="checkbox"/> F A X 番 号 <input type="checkbox"/> E - m a i l

第2号様式

船橋市介護保険広告掲載承諾・不承諾通知書

船 介 第 号  
年 月 日

様

船橋市長

年 月 付で申し出のありました に係る広告掲載  
について、下記のとおり諾否を決定したので通知いたします。

記

掲 載 の 諾 否	
掲 載 し な い 場 合 の 理 由	
広 告 掲 載 料	円
納 付 期 限 等	
備 考	

- 船橋市介護保険課が所管する広告媒体に掲載する広告の取扱基準の規定により、この通知による交付の承諾を取り消すことがあります。